

JIS

一次元シンボル（バーコード）及び二次元シンボルを使用した電子部品用容器包装ラベル

JIS C 0807 : 2020
(IEC 62090 : 2017)
(JEITA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.12.20 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 ラベルデータの内容及び要求事項	3
4.1 データ項目の一般事項	3
4.2 必須データ項目	4
4.3 任意データ項目	6
4.4 データ識別子が規定するデータの意味及び形式	7
4.5 データの表現	9
4.6 データキャリア選択	10
4.7 ラベル寸法, レイアウト及び貼付位置	12
附属書 A (参考) ラベル品質の特徴—ラベル接着剤の特性及びマークの耐久性	15
附属書 B (参考) JIS X 0533 情報技術—大容量自動認識情報媒体のための転送構文	18
附属書 C (参考) URL	19
附属書 D (参考) データ項目の略称の例	22
附属書 E (参考) 部品の容器包装に対する包装レベル	23
参考文献	25
解 説	27

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0807:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

一次元シンボル（バーコード）及び二次元シンボル を使用した電子部品用容器包装ラベル

Product package labels for electronic components using bar code and two-dimensional symbologies

序文

この規格は、2017年に第2版として発行された **IEC 62090** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、事業者間の処理における自動実装用の電気・電子部品の容器包装ラベルについて規定する。これらのラベルには、一次元シンボル（バーコード）及び二次元（2D）シンボルを用いる。ただし、電気・電子部品本体へのラベル表示及び出荷用のラベル表示には、この規格を適用しない。また、事業者と消費者との間の処理における小売の販売ルートで用いる電気・電子部品の容器包装ラベルにも、この規格を適用しない。

一般に、一次元シンボル及び二次元シンボルは、電気・電子機器の自動実装ラインにおける自動識別及び自動実装用にも用いられる。所期の目的には、電気・電子部品の生産ラインの容器包装、在庫及び流通の管理を自動化するシステムを含んでいる。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 62090:2017, Product package labels for electronic components using bar code and two-dimensional symbologies (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 61760-4 表面実装技術—第4部：感湿性部品の分類、包装、表示及び取扱い

注記 1 対応国際規格：**IEC 61760-4**, Surface mounting technology—Part 4: Classification, packaging, labelling and handling of moisture sensitive devices (IDT)

注記 2 4.3.6に引用されているため、対応国際規格の参考文献から引用規格に移した。

JIS X 0301 情報交換のためのデータ要素及び交換形式—日付及び時刻の表記

注記 1 対応国際規格：**ISO 8601**, Data elements and interchange formats—Information interchange—